

特記仕様書

(適用)

- 第 1 条 本仕様書は、山梨県県土整備部が規定している設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を補完する特記仕様書で、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「令和 8 年度 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施に当たっての特記仕様書に明記なき一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

(機密の保持)

- 第 2 条 受注者は、本業務に関する全ての事項について機密の保持を厳守し、転用してはならない。

(損害賠償)

- 第 3 条 受注者は、本業務履行中に第三者より受けた、または与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

(履行期間)

- 第 4 条 履行期間は、休日等を含み令和 9 年 2 月 1 2 日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始のほか、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

(調査の対象)

- 第 5 条 本業務は、別添位置図に示す、過年度に実施した既存盛土等分布調査（面積 3,000 m²以上のものを対象）において抽出した甲府市内の盛土等を対象とする。

(管理技術者および照査技術者)

- 第 6 条 受注者は、共通仕様書第 1107 条に規定する管理技術者及び第 1108 条に規定する照査技術者を定めるものとする。

(業務の着手)

- 第 7 条 受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

(業務カルテ)

- 第 8 条 受注者は、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注時・変更時・完了時の業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、それぞれ 10 日以内（祝祭日含まず）に登録申請をするものとする。

(成果品の帰属)

- 第 9 条 本業務における成果については、すべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに貸与や公表および複製をしてはならない。なお、本業務実施以前より、受注者において権利を有するものについてはこの限りではない。

(業務の主たる部分の再委託の禁止)

- 第 10 条 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、共通仕様書第 1128 条第 1 項に示すとおりとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第 11 条 本業務は個人情報の取扱いとして、共通仕様書第 1131 条第 8 項のほかに以下の内容を加えるものとする。

監督員の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書を監督員に提出しなければならない。

(業務の目的)

第12条 都道府県等は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき、盛土等に伴う災害を防止するため、既存盛土等に関する基礎調査を実施することとなっている。

本業務は、過年度に実施した既存盛土等分布調査（面積 3,000 m²以上のものを対象）において抽出した盛土等を対象に、盛土等の分布の把握、応急対策の必要性判断及び安全性把握調査の優先度評価を行うことを目的とする。

- 2 盛土等の分布の把握とは、過年度に抽出した盛土等の位置情報を整理し、甲府市内の既存盛土等の位置を把握するものである。
- 3 応急対策の必要性判断とは、対象となる盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断するものである。
- 4 安全性把握調査の優先度評価とは、法令許可等の状況や盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、盛土等の状況を踏まえ、対象となる盛土等を、応急対策が必要なもの、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応不要なものに分類するとともに、安全性把握調査の実施の優先度を評価するものである。

(貸与資料)

第13条 受注者は、監督員より指定のある資料の貸与を受けるものとする。貸与品については汚損等のないよう十分注意する。なお、貸与品の本業務以外の使用については禁止する。

(関連法令等の遵守)

第14条 受注者は、共通仕様書第1118条の規定に基づき、関連する関係諸法令及び条例等を遵守するほか、次に掲げる関係法令、規則及び規定等に準拠して業務を実施するものとする。なお、業務着手以降に法律、政省令、実施要領等の改訂が行われた場合は、最新の関係法令等に基づくものとする。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法
- ② 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
- ③ 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）
- ④ 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
- ⑤ 盛土等防災マニュアルの解説

(業務内容)

第15条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、本業務の目的・主旨を把握したうえで、第16条に記載している関連業務の資料を参考に、諸条件等を整理し、計画準備を行う。

(2) 盛土等の分布の把握（一覧表、位置図及びカルテの整理）

受注者は、過年度業務（中北建設事 24-0295 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）業務委託その1）で抽出した甲府市内の盛土等の位置情報等を整理し、一覧表及び位置図を作成する。一覧表には、盛土等の所在地のほか、適宜面積や造成年代等を含めるものとする。また、位置図は、盛土等が行われた位置や周辺の地形等の状況を把握できるよう、適切な精度をもって作成することとし、位置の表示は、盛土等の規模も把握できるよう、盛土等のおおよその範囲を示すこととする。

なお、盛土等の位置情報等はGISデータとして整備するものとする。

また、一覧表や位置図のほか、盛土等の安全対策を計画的に進める上でデータベースとして管理する目的で、基礎調査の結果を整理し、既存盛土等カルテ（概要・総評）及び同カルテ（既存盛土等分布調査結果）（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説という様式1及び様式2）に整理するものとする。

(3) 現地確認（応急対策の必要性判断）

受注者は、(2)で把握した盛土または切土について、公道等からの現地確認により、応

急対策の必要性を判断する。この現地確認は、(4)以降の業務に着手する前に実施し、(5)とは別に実施するものとする。

現地確認により、既に崩壊が発生したまたは崩壊し始めている場合は、応急対策が必要な盛土等と判断し、応急対策の実施対象とする。また、盛土等の安全対策推進ガイドライン「6. 安全性把握調査の優先度評価」に示す、崩壊を示唆する変状が認められる場合であっても、降雨等の気象状況や保全対象との離隔の程度等を踏まえ、災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと想定される場合には、応急対策が必要な盛土等の対象となる。

なお、土石の堆積については、外形が時々刻々と変化する場合があるため、別途判断する。

以上により応急対策の必要性を判断した盛土等について、既存盛土等カルテ（応急対策の必要性判断結果）（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説でいう様式3）を作成する。

(4) 机上調査（法令等に関する資料収集及び整理、保全対象との離隔の整理、原地盤勾配の整理）

受注者は、既存盛土等分布調査で把握された盛土または切土について、造成時の法令等（都市計画法や森林法、農地法、土砂の埋立て等の規制に関する条例、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例等を想定する。）による許可・届出に関する資料を収集し、既存盛土等カルテ（安全性把握調査の優先度評価（1））（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説でいう様式4）に整理するものとする。各種法令等に関する資料は、監督員より貸与を受けるものとする。受注者は、収集した資料に関して不明なものがある場合は、申請者や届出者等へのヒアリング等により必要な情報を収集するものとする。なお、法令等に関する資料収集や関係機関へのヒアリング等でも判明しない土地所有者等に関する情報については、発注者が別途調査する予定である。

盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔は、谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土または切土といった分類ごとに、地形図等により、保全対象との離隔が十分確保されているか確認する。保全対象との離隔が十分確保されていない場合は、現地確認により盛土等の状況を確認し、保全対象との離隔が十分確保されている場合は、経過観察（概略）を行うものに分類する。

原地盤の勾配は、地形図により確認し、保全対象との離隔の整理と同様に既存盛土等カルテ（安全性把握調査の優先度評価（1））（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説でいう様式4）に記入し（6）に活用するものとする。

(5) 現地確認（法令等による許可等の内容と現地状況の整合性、災害防止措置の有無、盛土等の状況）

受注者は、現地確認の実施に当たり、土地の占有者への事前の通知等、必要な手続きを行うこと。

この現地確認では、法令等による許可等の内容と現地状況の整合性、災害防止措置の有無を確認することとし、(4)の法令等による許可・届出の有無とあわせて全てに適合し、かつ、原地盤の勾配が10分の1以下の場合は、当面の間対応が不要なものに分類する。一方、盛土等の高さや面積、勾配等の外形が許可等の内容と整合していない場合は、「法令等による許可等の内容と現地状況の整合性」の要件に適合しないものと扱う。

災害防止措置の有無について、必要な災害防止措置がない盛土等は、技術的基準に照らして不適合であることから、「災害防止措置が無い」と判断する。なお、標準的な災害防止措置が設置されている場合であっても、変状や湧水等が現れている場合は、災害防止措置の効果を発揮していないと考えられるため、「災害防止措置が無い」と判断する。

盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔は、机上調査したものと差異がないか確認する。現地確認等により①盛土、切土及び擁壁の変状の有無、②湧水等の有無、③災害防止措置が不十分か、④盛土下の不安定な土層の有無を確認し、①から④のいずれかが認められる場合は、安全性把握調査が必要な盛土等に、①から④のいずれも認められない場合は、経過観察を行う盛土等に分類する。

以上により現地確認した結果を既存盛土等カルテ（安全性把握調査の優先度評価（1）及び（2））（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説でいう様式4及び様式5）に

整理する。

(6) 優先度の評価及び既存盛土等台帳の更新

受注者は、(5)で確認した盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔や盛土等の状況をもとに、安全性把握調査や経過観察の実施の要否、対応の優先度を評価し、既存盛土等カルテ（安全性把握調査の優先度評価（1））（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説という様式4）及び一覧表に記載する。

また、(2)から(5)までの調査結果を、既存盛土等カルテ（概要・総評）（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説という様式1）及び発注者が管理する既存盛土等台帳にも反映させることとする。

(7) とりまとめ及び報告書作成

受注者は、本業務の成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

(関連業務)

第16条 本業務は、既存盛土等分布調査に係る関連業務を踏まえ実施するものとする。関連業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 盛土等の箇所の抽出

次に示す業務において、地形データや衛星データ等（造成前後の衛星画像、空中写真、DEM、地形図等）をもとに、机上で盛土等の造成前後の画像の標高を比較して、盛土等を抽出した。

契約番号 中北建設事-24-0295

業務名 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）業務委託その1

(打合せ)

第17条 管理技術者と監督員は、業務着手時及び成果物納入時のほか、業務の実施状況に応じて打合せを行うものとし、その結果については受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、中間打合せは3回を想定している。

(報告書作成)

第18条 本年度の成果及び本業務の検討に際し収集した資料等をとりまとめた報告書の作成を行うこと。

(成果品の提出)

第19条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ・電子媒体（CD-R等） 2部
- ・紙による報告書 1部
- ・その他、発注者が指示するもの

報告内容全てを紙で製本して納品する必要はないものとする。特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

(ウイルス対策)

第20条 受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(その他)

第21条 受注者は、この特記仕様書及び共通仕様書等によりがたい事項について、速やかに監督員と協議し決定するものとする。また、監督員と協議及び打合せの内容について業務打合せ簿に整理し、2部提出するものとする。